

重要事項説明書(通所介護事業)

ご利用者に対するサービスの提供開始にあたり, やすらぎの里デイサービスセンター(以下『事業者』という)が説明すべき重要事項は, 次のとおりです。

1. 事業所(法人)の概要

事業所(法人)の名称	社会福祉法人清仁会(せいじんかい)
主たる事務所の所在地	〒301-0816 茨城県龍ヶ崎市大徳町字古川 4965 番地の 1
代表者(職名・氏名)	理事長 石川貴久
設 立 年 月 日	昭和54年10月1日
電 話 番 号	0297-64-3234

2. 事業所の概要

ご利用事業者の名称	やすらぎの里デイサービスセンター	
サービスの種類	通所介護事業	
事業所の所在地	〒301-0816 茨城県龍ヶ崎市大徳町字古川 4965 番地の 1	
管理者(職名・氏名)	管理者 石川純	
電 話 番 号	0297-63-5757	
指定年月日・事業所番号	令和 4 年 11 月 30 日指定	0870800471
実施単位・利用定員	1単位	定員25人
通常の事業の実施地域	龍ヶ崎市、河内町、利根町	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護状態であるご利用者が, 可能な限り居宅において, その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう, 生活の質の確保及び向上を図るとともに, 安心して日常生活を過ごすことができるよう, 通所介護サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は, ご利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るとともに, 必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護, その他の援助を提供します。

4.事業所の設備の概要

設備名称	概 要	面積・個数
デイルーム	食堂と機能訓練室を兼ねています	159.09 m ²
静養室(畳)	布団で寝られる部屋。ベッドもあり	22.94 m ²
浴 室	大浴場、個浴・中間・特殊の各浴槽	4 設備
相談室	日常生活や介護等に関する相談受付	1 室
送迎車輛	自宅とセンター間の送迎車輛	5 台

5.提供するサービスの内容

デイサービスは、事業者が設置する施設(デイサービスセンター)に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認、その他ご利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、ご利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

6.営業日時

営 業 日	月曜日から土曜日まで(祝祭日を含み、1月1日は除く) *天候不良によりサービスを中止する場合があります。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで
提供時間	午前9時00分から午後4時15分まで

7.事業所の職員体制

職種	勤務の形態・人数
生活相談員	常勤 1人以上
看護職員	常勤 1人以上
介護職員	常勤 3人以上
機能訓練指導員	非常勤 1人以上

8.利用料

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、ご利用者からお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に記載のとおり、基本利用料の1割(2割または 3 割)です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 基本単価

利用者の 要介護度	3 時間以上 4 時間未満	4 時間以上 5 時間未満	5 時間以上 6 時間未満	6 時間以上 7 時間未満	7 時間以上 8 時間未満	8 時間以上 9 時間未満
要介護 1	370 円	388 円	570 円	584 円	658 円	669 円
要介護 2	423 円	444 円	673 円	689 円	777 円	791 円
要介護 3	479 円	502 円	777 円	796 円	900 円	915 円
要介護 4	533 円	560 円	880 円	901 円	1,023 円	1,041 円
要介護 5	588 円	617 円	984 円	1,008 円	1,148 円	1,168 円

*1 割負担の方の金額です(所得によっては 2 割、3 割負担の場合があります)

(2) 加算

加算の種類	単位数
サービス提供体制強化加算 II ※	18 単位
入浴介助加算 I	40 単位
介護職員等 処遇改善加算 I ※	上記基本部分と各種加算の合計の 92/1,000

※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

(3) その他の費用

食 費	昼食代(おやつ含みます)	600 円
行 事 食	行事特別食は昼食代にプラスされます	食費+700 円
理美容代	理容・美容のサービス(業者が施設に来て行います)実費	1,650 円
オムツ類	オムツ・パット等の実費	実費
日用品費	ご希望により提供する常備品以外の日用品等	実費
行事・レク	ご希望により選択されたレクの材料費等	実費
その他	ご希望により提供する日常生活上必要な身の回り品など	実費

* 通常の事業実施地域を超えて送迎を行なう場合、通常の実施地域を超えたところから 1km あたり 50 円ご負担いただきます。

(4) キャンセル料

利用当日午前 8:30 までに連絡がない場合、昼食代 600 円をいただきます。ただし、体調不良などのやむを得ない事情がある場合は除きます。

(5) 支払い方法

上記(1)または(2)から(4)までの利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを

受けた後,15日以内に郵送します。

支払い方法	支払期限等
☐ 座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の <u>27日</u> (祝休日の場合は直後の平日)に,あなたが指定する下記の口座より引き落とします。
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月末日(祝休日の場合は直前の平日)までに,事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 筑波銀行 龍ヶ崎東支店 普通口座 738197 口座名義: しゃかいふくしほうじんせいじんかい 社会福祉法人清仁会 とくべつようごろうじんほーむ 特別養護老人ホームやすらぎの里 しせつちよういしかわしゅん 施設長石川純
現金払い	サービスを利用した月の翌月末日(休業日の場合は直前の営業日)までに,施設窓口で現金でお支払いください。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中にご利用者の体調や様態の急変,その他の緊急事態が生じたときは,予め届けられた方法により主治医あるいは協力医療機関に連絡します。また,ご家族等にも速やかに連絡をとるなど,必要な措置を講じます。

10. 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合は,速やかにご利用者の家族,担当の介護支援専門員及び各市町村等へ連絡をするとともに,必要な措置を講じます。

11. 非常災害対策

事業者は,必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から,火災,風水害,地震等の自然災害ならびに,新型コロナウイルスなどの感染症に対処するための指針を策定し,事業継続に向けた計画等(BCP)の策定,研修の実施,訓練を年 2 回以上実施します。

また,法人内に対応する委員会を設置し,定期的な見直しを行います。

12. 身体的拘束等

事業者は,原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし,自傷他害等の恐れがある場合など,利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは,利用者に対して説明し,同意を得たうえで,次に掲げることに留意して,必要最低限の範囲で行うことがあります。

事業者は,身体的拘束等をなくしていくための取組みを積極的におこないます。

- (1) 緊急性 … 直ちに身体拘束を行わなければ,利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。

- (2)非代替性 … 身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りです。
- (3)一時性 … 利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、ただちに身体拘束を解きます。

13.虐待防止

事業者は、ご利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1)虐待防止に関する責任者を選定します。

虐待防止に対する責任者： 管理者石川純

- (2)成年後見制度の利用を支援します。
- (3)委員会の設置および苦情解決体制を整備します。
- (4)職員に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を実施します。
- (5)その他虐待防止のための措置を講じます。

事業者は、サービス提供中に従業者及び擁護者による虐待を受けている、または、虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかにこれを虐待受付担当または各市町村等に報告します。

14.ハラスメント

職員がご利用者に対して行う、または、ご利用者が職員に対して行う次の行為に関し、これを固く禁止しています。

- (1)身体的暴力(身体的な力を用いて危害を及ぼす行為)
- (2)精神的暴力(人の尊厳や人格を、言葉や態度によって傷つけたりする行為)
- (3)セクシャルハラスメント(性的誘いや態度の要求、いやがらせなど)

15.損害賠償について

事業者は、サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償に応じます。

16. 苦情相談・虐待対応窓口

サービス提供に関する苦情や相談及び虐待の通報は、当事業所窓口及び各行政機関でお受けします。

事業所受付	生活相談員 岩佐恵美子	電話 0297-63-5757
苦情受付機関	龍ヶ崎市介護保険課	電話 0297-64-1111
	河内町福祉課	電話 0297-84-2111
	利根町福祉課	電話 0297-68-2211
	茨城県国民健康保険団体連合会	電話 029-301-1565

17. 個人情報の利用目的と第三者への提供について

サービス利用の際にお預かりした個人情報は、次の目的のため使用します。

- (1) 介護・医療サービス提供のため、職員、医療機関等への情報提供
- (2) 介護保険事務、行政・監督機関への情報提供
- (3) 保険事業者への情報提供
- (4) 実習生や学術調査の協力のための情報提供
- (5) 利用管理（会計、報告事項、介護システムへの情報提供）
- (6) 施設が発行する情報誌・ホームページ・業界団体が主催する写真コンクールなどへの出品する写真の掲載、提供 （ 可 ・ 不可 ）

18. サービス利用にあたっての留意事項

サービスご利用にあたってご留意いただきたいことがあります。

- (1) 体が不自由な方や認知症の方など、様々な方が同時にサービスを利用しています。
周りの方へのご配慮・ご理解・ご協力をお願いします。
- (2) 体調や容態の急変もしくは用事などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに、担当の介護支援専門員もしくは当事業所へご連絡ください。

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

○サービスご利用者

氏 名 _____ (印)

○連帯保証人
(連帯保証人①)

氏 名 _____ (印)

○サービス事業者

所在地 茨城県龍ヶ崎市大徳町字古川 4965 番地の 1

名 称 社会福祉法人清仁会
やすらぎの里デイサービスセンター

管理者 石川 純 _____ (印)

○説明者

やすらぎの里デイサービスセンター
生活相談員 岩佐恵美子 _____ (印)